

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係
不利益処分名	正当な理由なく答弁を拒んだ場合等の給付制限
根 拠 法 令	介護保険法
根 拠 条 項	第65条
連 絡 先	(電話 621-5582 )
処 分 基 準	基 準  第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め（第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。）に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。
	参 考 事 項 介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設定等年月日 平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）